



2023

健康経営優良法人
Health and productivity

認定証

(中小規模法人部門)

法人名 **タカラ梱包輸送株式会社**

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が優良であると認められました
よって、ここに「健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)」として認定します
経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層取組を推進されることを期待いたします

2023年3月8日

日本健康会議



健康宣言実施結果報告書

事業所名

タカラ梱包輸送株式会社

健康づくり
担当者名

近藤

項目		実施項目 にチェック	取組内容・実施結果(数値報告)
必須項目	1	健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診	✓ 健康宣言を社内報、HPで掲載 経営者は人間ドックを受診
	2	健康づくり担当者の設置	✓ 従業員の健康課題の把握、定期健康診断の日程管理
	3	(求めに応じて) 40才以上の従業員の健診データの提供	✓ 医療機関よりデータで提供済み
	4	健康経営の具体的な推進計画	✓ 社内喫煙率44%に対して40%以下にする
	5	受動喫煙対策に関する取り組み	✓
	6	健康経営の取り組みに関する評価・改善	✓
	7	法令を遵守している	✓
選択項目	①	社員の家族の健康にも積極的に取り組みます	
	②	定期健康診断の受診	✓ 100%受診
	③	受診勧奨の取り組み	✓ 再検対象者等については所属長との面談により受診勧奨を行う
	④	ストレスチェックの実施	✓ 50名以下の事業所の従業員も実施
	⑤	管理職または一般社員に対する教育機会の設定	✓ 従業員、管理職が社外研修に参加
	⑥	適切な働き方の実現	✓ 育児や介護等のための時差出勤を本人の希望に応じる
	⑦	コミュニケーションの促進	✓ 朝礼の司会を輪番、昼食会等を実施
	⑧	病気と治療と仕事の両立	✓ 団体保険加入で休業補償の上乗せ
	⑨	保健指導の実施	✓ 特定保健指導の実施支援を行う担当者を設置
	⑩	食生活の改善	✓ 自動販売機に健康を配慮した飲料を提供
	⑪	運動機会の促進	✓ 職場外のスポーツクラブと提携し利用補助
	⑫	女性の健康保持・増進	✓ 女性専用の休憩室を設置、女性の健康セミナーに参加
	⑬	長時間労働者への対応	✓ 本人に対して所属長による面談
	⑭	メンタルヘルス不調者への対応	✓ メンタルヘルス相談窓口の設置、従業員に対して定期的な声掛け
	⑮	社員の感染症予防	✓ インフルエンザ予防接種代の補助、感染拡大時の事業継続計画策定
	⑯	喫煙率低下に向けた取り組み	✓ タカラ禁煙デーの制定、禁煙外来補助

取り組み内容「PRシート」

事業所名

タカラ梱包輸送株式会社

選択項目番号

⑤

豊橋市主催の「とよはし宣言事業所」に認定をいただき「おとなの体力測定」を実施し、現在の健康状態を把握した



認定証

タカラ梱包輸送株式会社 豊橋工場 様



貴社の重点実施項目の中から「**アピールしたい取組**」があれば、下記の欄にご記入ください。写真・イラスト等を載せていただいても結構です！

選択項目番号

⑯

社内喫煙率が43%ととても高いこともあり禁煙外来補助と社内禁煙デーを実施

従業員 各位

タカラ梱包輸送株式会社
総務

禁煙外来治療費補助のお知らせ

禁煙外来治療に要する費用の一部を1人1回補助します。条件は以下の通りです。

【対象者】以下条件にすべて該当する方
・禁煙治療について公的医療保険を適用し、所定の治療を完了した方
・過去に禁煙外来治療助成を他機関で受けてない方
※禁煙外来治療の過程を完了していない(受診回数が5回未満等)や公的医療保険の適用を受けずに治療された方は対象になりません。

【補助額】
禁煙外来治療にかかる自己負担額(薬剤費を含む)の2分の1
(100円未満切り捨て 上限:1万円)

【申請方法】
・禁煙治療終了日(最終診療の領収証の日付)の翌日から30日以内に以下書類を総務へ提出してください。
(1) 禁煙外来治療費助成金交付申請書
(2) 禁煙外来治療に要した費用が確認できる領収証及び診療明細書(原本)
(3) 禁煙宣言書(自署 裏紙不可)

5/31禁煙デー

8:00~12:00

会社施設内禁煙

喫煙所は使用禁止とします



自分のために、周りの人のために
禁煙をはじめよう



タカラ梱包輸送株式会社



令和3年7月1日

従業員 各位

タカラ梱包輸送株式会社
総務

禁煙外来治療費補助のお知らせ

禁煙外来治療に要する費用の一部を1人1回補助します。条件は以下の通りです。

【対象者】以下条件にすべて該当する方

- ・禁煙治療について公的医療保険を適用し、所定の治療を完了した方
- ・過去に禁煙外来治療助成を他機関で受けてない方

※禁煙外来治療の過程を完了していない(受診回数が5回未満等)や公的医療保険の適用を受けずに治療された方は対象になりません。

【補助額】

禁煙外来治療にかかる自己負担額(薬剤費を含む)の2分の1
(100円未満切り捨て 上限:1万円)

【申請方法】

・禁煙治療終了日(最終診療の領収証の日付)の翌日から30日以内に以下書類を総務へ提出してください。

- (1) 禁煙外来治療費助成金交付申請書
- (2) 禁煙外来治療に要した費用が確認できる領収証及び診療明細書(原本)
- (3) 禁煙宣言書(自署 裏紙不可)

以上 その他不明点は総務までお問合せください。